省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事実施要領

令和８年 11 月　茨城県土木部

１．省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事の概要及び目的

省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事とは、ICT 建設機械等認定制度においてチルトローテータ機能を有するものとして認定された省人化建設機械（以下、省人化建設機械（チルトローテータ）という）(※) を用いた施工を実施する工事である。

省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事は、今後、日本国内での普及が見込まれるチルトローテータ機能を有する建設機械の活用効果等を調査し、また、今後の活用に向けた課題等の整理を行うことを目的とする。

１－１　施工技術の具体的内容

国土交通省が定める「ＩＣＴ建設機械等の認定に関する規程」（令和７年７月８日付国官参イ第 57 号）に基づき認定された省人化建設機械（チルトローテータ）を活用し、「チルトローテータを用いた施工」を実施する。

※「ＩＣＴ建設機械等の認定に関する規程」に基づき認定された省人化建設機械のうち、チルトローテータ機能を有するものとして認定を受けた建設機械については、国土交通省の HP に公開されている「省人化建設機械（チルトローテータ）」認定型式一覧表に掲載されている型式とする。

■「省人化建設機械（チルトローテータ）」認定型式一覧表の掲載先

＜URL＞

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000050.html

＜掲載箇所＞



認定表示の見本はこちら

画像データ：jpg、bmp

※認定表示は、認定事業者が認定された「ICT建設機械等」に付すことができます。
認定事業者以外の方が認定表示を付すことはできません。

ICT 建設機械等の認定状況について

認定されたICT建設機械等の一覧は下記の通り。（令和８年５月29日時点）

ICT建設機械
ICT装置群
省人化建設機械（MG/MC）
省人化建設機械（チルトローテータ）

２．省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事の対象

省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事の対象工事（工種）は、以下の２－１又は２－２に示す対象工種を含む工事において、発注者と受注者間の協議において試行対象となった工事を対象とする。

２－１対象工種（「土木工事積算基準及び標準歩掛」（令和８年８月）掲載工種）

＜対象施工規模＞

以下の「対象工種一覧表」に示す工種のうち、対象は、代表機労材規格（機械）上の機械規格（バックホウ(クローラ型)又は小型バックホウ（クローラ型）が、

・バケット容量 0.5m3/0.4m3　（山積/平積）
・バケット容量 0.45m3/0.35m3（山積/平積）
・バケット容量 0.28m3/0.2m3　（山積/平積）
・バケット容量 0.13m3/0.10m3（山積/平積）

に設定されているものとする。

なお､床掘工に限ってはバケット容量 0.8/0.6m3 (山積/平積) に設定されているものを含む。

＜対象工種一覧表＞

編名称	章名称	項名称	番名称	工種名称
共通工	土工	土工	土工	掘削
				積込（ルーズ）
共通工	土工	作業土工	床掘工	床掘り
				舗装版破砕積込（小規模土工）
			埋戻工	埋戻し
河川	砂防工	土工	土工	掘削（砂防）
				積込（ルーズ）（砂防）

２－２対象工種（ICT 活用促進工事における対象工種）

・ＩＣＴ活用促進工事（土工・作業土工（床掘））

３．省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事の実施方法

受注者希望型とし、受注者との協議により省人化建設機械（チルトローテータ）による施工を実施する場合、設計変更の対象とし、国土交通省が定める積算要領に基づき必要な経費を計上する。

４．調査等への協力

本試行工事の対象となった場合、受注者による効果や実態等の把握のためのアンケートやヒアリング等を行うものとする。

５．ＩＣＴ活用工事で省人化建設機械（チルトローテータ）を使用する上での留意事項

「ＩＣＴ建設機械等の認定に関する規程」に基づき認定された省人化建設機械の内、チルトローテータ機能を有するものとして認定を受けた建設機械は、ＭＣ／ＭＧ機能も有するものとして認定を受けたものとＭＣ（マシンコントロール）／ＭＧ（マシンガイダンス）機能を有さずにチルトローテータ機能のみを有するものとして認定を受けたものの両方が存在する。

「ＭＣ／ＭＧ機能がないもの」を使用する場合であっても後付け装置等によりＭＧ／ＭＣ機能を付与して「ＩＣＴ建設機械による施工」を実施する場合は、「ＩＣＴ建設機械による施工」を実施したものとし、省人化建設機械（チルトローテータ）試行対象の工事とする。

６．省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事の積算について

積算については、国土交通省が定める「別紙２－１　省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事（ICT 活用工事対象工種以外）積算要領」及び「別紙２－２　省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事（ICT 活用工事対象工種）積算要領」によるものとする。

なお、適用にあたっては、以下のとおり読み替えるものとする。

・本実施要領２－１に示す工種については、積算要領【別紙２－１】を適用する。

・本実施要領２－２に示す工種については、積算要領【別紙２－２】を適用する。

７．工事成績評定について

本実施要領（案）に基づき、省人化建設機械（チルトローテータ）を活用した場合、工事成績評定において考慮するものとする。

附　　則

この要領は、令和８年１１月１日から適用する。

なお、適用日時点で施工中の工事（予定を含む）についても本要領を適用可能とする。

【特記仕様書記載例】

（省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事の対象

第〇条　本工事は、複雑・狭隘な現場等において、省人化建設機械(チルトローテータ)の活用による生産性向上の有効性と課題を検証するための試行工事であり、詳細については省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事実施要領（案）によるものとする。

なお、省人化建設機械(チルトローテータ)とは、国土交通省が「ＩＣＴ建設機械等の認定に関する規程」に基づき、チルトローテータ機能を有するものとして認定した省人化建設機械とし、具体的には国土交通省のホームページに公開されている「省人化建設機械(チルトローテータ)認定型式一覧表」に掲載されている型式とする。

省人化建設機械(チルトローテータ)認定型式一覧表

(https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000050.html)

２　受注者は、実施要領（案）に示す工種の全部又は一部において国土交通省の「ＩＣＴ建設機械等の認定に関する規程」に基づき認定された省人化建設機械(チルトローテータ)を活用し「チルトローテータを用いた施工」を実施する。ただし、具体的な施工内容及び数量・対象範囲については、契約後に監督職員との協議により決定する。なお、省人化建設機械(チルトローテータ)に対応した建設機械は、受注者が手配する。

３　出来形管理及び品質管理にあたってはＩＣＴ活用工事に準ずるものとする。これによりがたい場合は、監督職員と協議を行うものとする。

４　受発注者協議の結果、省人化建設機械(チルトローテータ)を活用することとなった場合は、協議結果及び省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事実施要領（案）に基づき設計変更を実施する。

５　受注者は、本試行工事で実施した省人化建設機械（チルトローテータ）での施工と従来施工を比較し、省人化建設機械（チルトローテータ）の活用効果や課題等についてとりまとめ、発注者に報告書を提出すること。なお、報告書様式については、監督員の指示による。